

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設・拡充・延長)

(農林水産省大臣官房新事業・食品産業部企画グループ)

項 目 名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除 (中小企業投資促進税制) (④食品企業者関係)		
税 目	所得税 租税特別措置法第 10 条の 3 租税特別措置法施行令第 5 条の 5 租税特別措置法施行規則第 5 条の 8 法人税 租税特別措置法第 42 条の 6、第 52 条の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 6、第 30 条 租税特別措置法施行規則第 20 条の 3		
要 望 の 内 容	<制度の概要> 一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の 30% の特別償却又は 7% の税額控除が選択適用 (税額控除は資本金 3,000 万円以下の法人、個人事業主のみ) できるもの。 <要望の内容> 適用期限を 2 年間延長する。		
	平年度の減収見込額	—	百万円
	(制度自体の減収額)	(▲46,300)	百万円)
	(改正増減収額)	(—)	百万円)

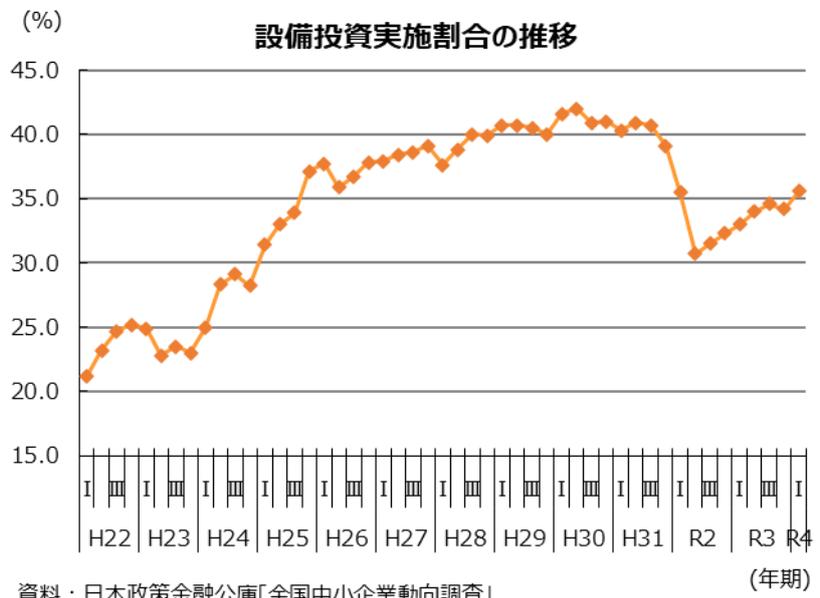
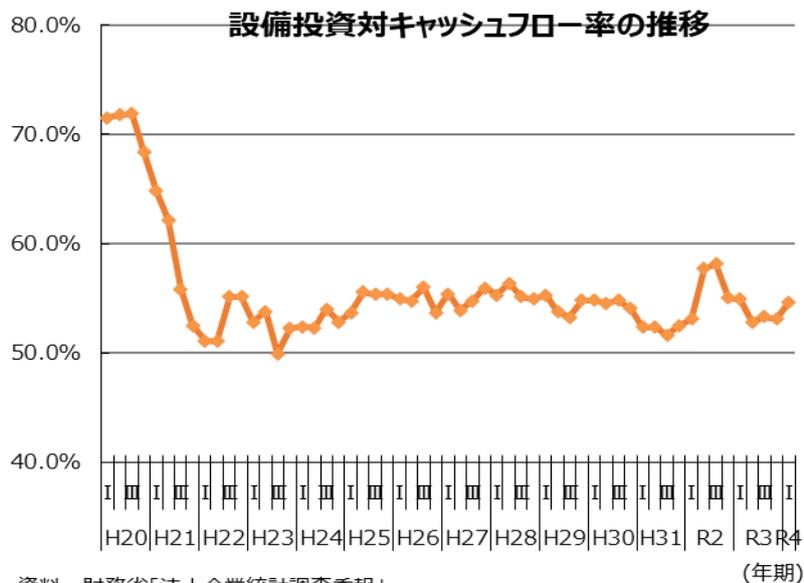
新設・必要とされる理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>中小企業者等（食品企業者を含む。以下同じ。）は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。成長の底上げに向けて中小企業者等の設備投資を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では生産性が低迷し、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。</p> <p>物価高・資源高等によるコストプッシュ・インフレ下や新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業収益環境は悪化している。生産性を向上させ、賃上げを行い、経済の好循環を進めるためにも、設備投資を促進する必要があるところ、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ設備投資がまだ十分回復していない状況にある。</p> <p>このような状況下において、中小企業者等による積極的な設備投資・事業展開等を促すため、特別償却等の税制上の強力な支援を行い、中小企業者等の設備投資を通じた生産性の向上を図ることが不可欠。</p>	
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性

同上の期間
中の達成
目標

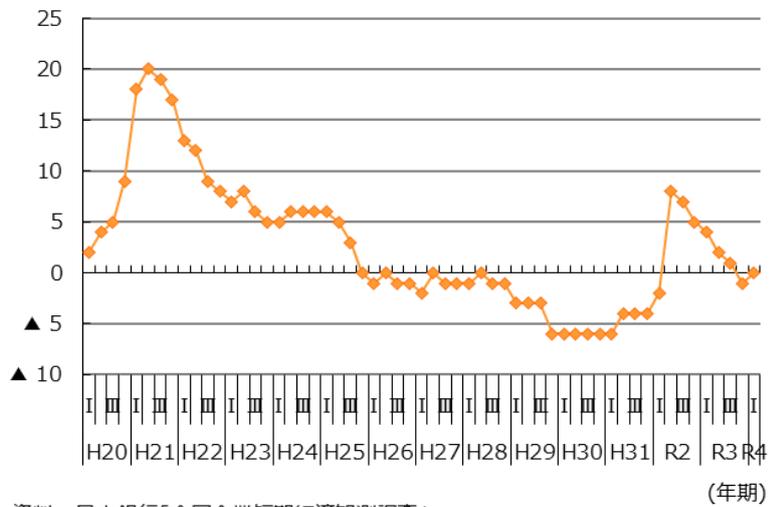
- ①設備投資対キャッシュフロー比率の向上
80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。
- ②設備投資実施企業割合の向上
30%以上の水準を維持する。
- ③生産・営業用設備DI
設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する。

政策目標の
達成状況

中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大以前は持ち直し傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響についても、感染症拡大当初の2年前と比較すると、最近は、回復傾向が見られたが、未だ、持ち直している状況とは言えず、また、昨今の物価高・資源高等の影響等、先行きの不透明さがあり、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き支援が必要。



(DI,ポイント) **生産・営業用設備DIの推移**



資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注)1.ここでいう中小企業とは、資本金2,000万円以上1億円未満の企業とする。

(注)2.生産・営業用設備DIは、今期の生産・営業用設備について「過剰」と答えた企業の割合(%)から、「不足」と答えた企業の割合を引いたもの。

要望の措置の適用見込み

(適用期間内における適用件数見込み)

令和5年度 49,060件

令和6年度 49,060件

※令和2年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計

有効性

要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)

現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。

加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（内航船舶以外はファイナンス・リースも含む）に適用が可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定のスペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。

また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上であり（令和4年度中小企業庁アンケート調査より）、景気の先行きの不透明さ等から設備投

		資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、中小企業経営強化税制がある。</p> <p>中小企業経営強化税制については、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置（即時償却又は取得価格の10%の税額控除（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%））を利用できる税制となっている。</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、機械装置、検査工具・測定工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（内航船舶以外はファイナンス・リースも含む）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされている。</p>
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の適用実績	<p>【適用件数】</p> <p>平成30年度：54,634件 令和元年度：53,930件 令和2年度：49,060件</p> <p>【減収額】</p> <p>平成30年度：573億円 令和元年度：550億円 令和2年度：463億円</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>租税特別措置法の条項：第42条の66、第68条の11</p> <p>適用件数：（特別償却）22,894件 （税額控除）26,166件</p> <p>適用額：（特別償却）1,999億円 （税額控除）163億円</p> <p>※令和2年度の適用状況</p>
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	<p>税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上とのアンケート結果がある。</p> <p>令和3年度に中小企業庁が実施した委託調査を活用し、令和4年5月に、細野薫氏、布袋正樹氏、宮川大介氏によって、中小企業向け設備投資税制の因果効果についてのディスカッションペーパーが公表※されている。</p>

		<p>※公表ページ 独立行政法人経済産業研究所ホームページ ノンテクニカルサマリー「中小企業向け設備投資税制の因果効果」 https://www.rieti.go.jp/jp/publications/nts/22e048.html</p> <p>同ディスカッションペーパーでは、「2014年度に生産性向上設備に対する租税誘因として導入された税制優遇措置（中小企業投資促進税制の上乗せ措置、2017年度に中小企業経営強化税制に改組）について「制度利用中小企業の設備投資比率の変動を中小企業に比較的資本金規模の近い大企業（資本金1億円超10億円以下）と比較した」ところ、「制度利用開始年度を中心に設備投資比率が比較対象企業に比べて上昇していることが分かる。つまり、制度を利用した中小企業を類似企業と比較した場合には、設備投資優遇税制が設備投資を後押しした効果が確認」されたと示している。</p> <p>このように、経営強化税制の前身制度において一定の効果が確認されたところであるが、本税制の効果を確認する手法として、今後も、税制利用企業のデータを活用した効果検証の手法の活用を検討する。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ③生産・営業用設備DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大以前は持ち直し傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響についても、感染症拡大当初の2年前と比較すると、最近では、回復傾向が見られたが、未だ、持ち直している状況とは言えず、また、昨今の物価高・資源高等の影響等、先行きの不透明さがあり、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き支援が必要。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成10年度 「総合経済対策」（平成10年4月）に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充（普通貨物自動車：車両総重量8トン以上→3.5トン以上） 平成12年度 1年間の延長（平成13年5月末までの適用期間の延長） 平成13年度 10ヶ月の延長（平成14年3月末までの適用期間の延長） 平成14年度 2年間の延長（平成16年3月末までの適用期間の延長）、対象設備（機械・装置）の取得価額の引き下げ 平成16年度 2年間の延長（平成18年3月末までの適用期間の延長）、対象設備（器具・備品）の取得価額の引き上げ 平成18年度 2年間の延長（平成20年3月末までの適用期間の延長）、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し（デジタル複合機の追加） 平成20年度 2年間の延長（平成22年3月末までの適用期間の延長）</p>

	平成22年度 2年間の延長（平成24年3月末までの適用期間の延長）
	平成 24 年度 2 年間の延長（平成 26 年 3 月末までの適用期間の延長）、器具・備品及び工具の見直し（試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加）
	平成 26 年度 3 年間の延長（平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長）、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充
	平成 29 年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2 年間の延長（平成 31 年 3 月末までの適用期間の延長）
	令和元年度 2 年間の延長（令和 3 年 3 月末までの適用期間の延長）
	令和 3 年度 2 年間の延長（令和 5 年 3 月末までの適用期間の延長）、対象法人に商店街振興組合を追加、指定事業に不動産業等を追加、対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外。